

「地域住民からの意見聴取のために国が主催したシンポジウム等での特定の意見表明を要請した事実の有無に関する調査結果について」の訂正内容

調査指示事項

1. 「当社が影響力を行使しうる者（当社の社員、関連企業等）に対し、何らかの情報提供あるいは要請を行った事実の有無」について

前回のご報告では「業務連絡等で情報提供を行った事実は確認されたが、何らかの要請を行った事実は確認されなかった」旨、ご報告いたしました。今回の第三者委員会による調査において、以下のとおり、新たな事実が判明いたしました。

（１）動員要請

- ・泊原子力事務所渉外課は、「８／３１シンポジウム動員計画」を立案し、社員、協力会社、地元オピニオンへの参加協力依頼を決定し、メールで、泊原子力事務所、泊発電所、泊原子力発電所建設所に属する２１課に参加依頼を実施。メールは各課から各所属社員に自動転送または手動転送にて計４８２名へ送信。（８月１１日）
- ・原子力部において、電源立地部からの要請として、各グループから計２０名の参加を要請。（８月１２日）
- ・渉外課長は、電源立地部社員に、泊原子力事務所、泊発電所、泊原子力発電所建設所、北海道電力労働組合泊特別支部、協力会社、地元住民等に発行された参加証が３２７通、うち実際に出席を予定しているのが２４９名である旨報告。（８月１９日）
- ・当社の出席者は、泊会場出席者名簿によれば、計９２名。

（２）意見出し要請

- ・資源エネルギー庁職員が東京支社グループリーダーらへ推進側での発言準備を依頼（８月１３日）。また、資源エネルギー庁職員が東京支社グループリーダーへ、推進側の意見表明に係る依頼内容・人数等を報告するよう依頼（８月２５日）。
- ・この依頼と前後して、電源立地部社員および渉外課社員は質問集案の作成に取り掛かり、１３問の質問案を取りまとめ。推進派の質問予定者１２名を人選した旨と質問集を東京支社を通じて資源エネルギー庁職員へ提出。（８月２６日）
- ・渉外課社員らは、個別の質問予定者と面談、質問集案記載の質問を書面で示すなどして質問内容の確認または調整を行うとともに、各質問予定者の座席を決定。（８月２７日～８月２９日）
- ・１２名の推進派質問予定者は、当社の誘導により着座。１２名のうち３名が質問を実施。

2 .「当社が影響力を行使しうる者（当社の社員、関連企業等）に対し、第三者の立場を装って特定の意見を表明するよう要請した事実の有無」について

前回のご報告では「第三者の立場を装って意見を表明するよう要請した事実は確認されなかった」旨、ご報告いたしました。今回のご報告においても、変更はありません。

以上